

## 社会福祉法人長岡福祉協会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡福祉協会（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規定にもとづき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（役員のうち当法人を主たる勤務場所とする者）については、業務に応じた報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等（役員のうち常勤役員等以外の者）については、業務に応じた報酬を支給する。

### (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1-1または1-2に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第27条の規程に準ずる額
- (3) 職務のため出張した時の旅費については、別表第3に定める額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張した時の旅費については、別表第4に定める額

### (当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第1-2の定めによるものとする。

### (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第6条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による役員等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 理事及び評議員に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度支給する。
- (2) 監事に対する報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第6条に準じた日とする。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第 7 条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、一計算期間の日数を「年間所定労働日数÷12」として日割りによって計算する。
- 4 本条第 2 項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げて計算する。

(公表)

- 第 9 条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

- 第 1 条 この規程は、平成 17 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日 一部改定
- 3 平成 23 年 6 月 1 日 一部改定
- 4 平成 24 年 4 月 1 日 一部改定
- 5 平成 24 年 5 月 29 日 一部改定
- 6 平成 29 年 4 月 1 日 一部改定
- 7 令和 元年 8 月 23 日 一部改定
- 8 令和 6 年 7 月 1 日 一部改訂
- 9 令和 6 年 10 月 1 日 一部改訂

- 第 2 条 この規程の施行に伴い、長岡福祉協会旅費規程並びに役員の費用弁償額規程は廃止する。

別表 1・1 (常勤役員等の報酬) \*当法人職員を兼務しない場合

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,670,000 円
副理事長	月額 550,000 円
常務理事	月額 250,000 円
理事	月額 150,000 円

別表 1・2 (当法人職員を兼務する常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,670,000 円
副理事長	月額 550,000 円
常務理事	月額 100,000 円
理事	月額 30,000 円

上記役員報酬額は、職員給与に加えて支給する。

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

用務	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

ただし、上記用務が 6 時間を超えた場合は、日額 15,000 円を加算する。

(2) 理事

用務	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

ただし、上記用務が 6 時間を超えた場合は、日額 15,000 円を加算する。

※当法人職員を兼務する常勤役員等は上記報酬額支給の対象としない。

(3) 監事

用務	報酬の額
理事会・監事会等会議への出席	日額 10,000 円
施設監査等への出勤	日額 10,000 円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

ただし、上記用務が 6 時間を超えた場合は、日額 15,000 円を加算する。

別表 3 (常勤役員等の旅費)

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	4,000 円	実費

別表4（非常勤役員等の旅費）

交通費	宿泊費	日当	その他
実費	実費	4,000円	実費